



大崎町公告 第 16 号

町有財産の売却について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 23 条の 6 第 1 項及び大崎町契約規則（昭和 53 年大崎町規則第 3 号）第 2 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 31 日

大崎町長 中野 伸一



1 入札に付する物件

物件	土地
所在地	大崎町野方字東川 8591 番 1
面積	98,215 平方メートル
地目	山林
現況	皆伐後未植栽地
予定価格	491,000 円

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。なお、資格要件確認のため、志布志警察署に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便益を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこ

れらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 町税等を滞納していない者であること。
- (5) 素材生産業、木材製造業（木材チップ製造業を含む。以下同じ。）又は、木材卸売業を営んでいる者であること。
- (6) J-クレジット制度における森林管理プロジェクト実施者であること。

3 入札物件に係る条件等

- (1) 本物件は、J-クレジット制度に基づく「森林管理プロジェクト」を実施し、適切な森林管理及びCO2吸収量の認証取得を目指す用途に限定し売却する。
- (2) 買受人は売買契約締結の日から起算して3年以内に、(1)の用途に供するための事業に着手すること。
- (3) 買受人は、売買契約締結の日から起算して10年間（以下「指定期間」という。）においては本件売買契約に基づく権利、義務を第三者に譲渡し、又は貸し付けることができないものとする。

また、買受人は、指定期間満了後において売買物件を第三者に所有権移転し、又は貸し付ける場合には、(1)に定める条件を当該第三者に対し書面により承継させること。

- (4) 本件売買契約において、契約を解除し、売買契約を買い戻すことができる買戻権を設定する。買戻しの期間は指定期間と同期間とし、所有権移転登記と同時に、買戻権（買戻特約）を登記する。なお、登記に要する費用は買受人の負担とする。

また、町が買戻しを行った場合は、買受人は自己の負担において、売買物件を引き渡し前の現状に復して返還するものとする。

- (5) 買受人が売買契約に定める義務を履行しないときは、町は相当の期間を定めて催告の上、契約を解除することができるものとする。

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年9月29日（火）
受付時間：13時00分
入札開始：13時30分
- (2) 場所 大崎町役場 庁舎2階 応接室
曾於郡大崎町假宿1029番地

5 入札の方法等

- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、町有財産売払い一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）による。
- (2) 入札に参加しようとする者は、令和8年9月18日（金）午後5時15分までに、次の部署に入札参加申込みをしなければならない。

なお、郵送等の方法により入札参加申込みをする場合は、令和8年9月18日（金）午後5時15分までに必着のこと。

大崎町役場 総務課 管財係

曾於郡大崎町假宿 1029 番地 郵便番号 899-7305

6 実施要領の交付機関及び交付場所

- (1) 交付期間 令和8年8月31日(月)から令和8年9月18日(金)まで(町の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで交付する。
- (2) 交付場所 大崎町役場 総務課 管財係
曾於郡大崎町假宿 1029 番地
上記以外に、大崎町ホームページからダウンロードすることもできる。

7 契約条項を示す期間及び場所

5の(1)及び(2)に同じ。

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、実施要領に定める方法により、入札当日の入札執行前に、契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には契約締結後還付する。

9 入札の無効

次の(1)から(11)までのいずれかに該当する入札は、無効となる。

- (1) 入札に参加するものに必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加申込みをしていない者の入札
- (3) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札。
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札書の押印のない入札書による入札
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) 予定価格(最低売却価格)を公告した入札においては、予定価格に達していない入札
- (10) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

10 落札者の決定

有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

11 契約書の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、4の(2)の部署に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 契約保証金

契約の相手方は、契約担当者が指定した日時までに、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金は、その全額を売買代金に充当することができる。

13 現地説明会

現地説明会は実施しない。

14 入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称並びに問い合わせ先

大崎町役場 総務課 管財係

曾於郡大崎町假宿 1029 番地 郵便番号 899-7305

電話番号 099-476-1111 (内線 216・217)